

平成 23 年度の雇用保険料率

前年度から変更はありません

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの
雇用保険料率は、次のとおりです。

(平成 23 年度 雇用保険料率表)

事業の 種類	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	②		①+② 雇用保険料率
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	
一般の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	7/1000	3.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	7/1000	4.5/1000	18.5/1000

